

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日(金) 午後1時30分から午後4時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久保弘之
係長 清水信吾
主任 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 奥澤文夫委員、10番 渋谷真弘委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は塩原推進委員より出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号104号ですが、譲受人は吉見町に本店を置く、農作物の
	生産・加工・貯蔵等を行っている法人です。このたび、市内へ新規参入
	するため農地を取得するものです。なお、本申請地を取得した後、その
	上部に営農型太陽光発電のパネルを設置する計画がございます。従い
	まして本申請地は、下部で作付けを行いつつ、その上部に太陽光パネル
	を設置して発電も行うという形態が最終的な完成形となります。今回
	の申請は、太陽光パネル設置の申請の前段階として農地部分を先行して
	取得するものです。なお、事務局の方で、同社の本店のある吉見町の
	農業委員会へ照会を行ったところ、同社はイチゴ農園を経営し、稲作
	も行っていることを確認しており、申請事由も農業経営拡張であり、
	問題ないと思われます。
	受付番号105号ですが、譲受人は、令和6年11月に市内に新規参入
	いう形で農地法第3条の許可を受けた法人です。今回の申請地は、
11月に許可を受けた農地に隣接していますが、当時は相続未了のため	
に申請を見合わせていました。今回、相続が完了したことから、改めて	
農地を取得すべく申請を行うものです。なお、本申請地は一体の農地	
は、受付番号104号の案件と同じく、将来的に営農型太陽光を行う	
予定です。従って、今回の申請は太陽光パネル設置の前段階として農地	
部分を先行取得するものです。また、申請事由も農業経営の拡張で	
あり、問題ないと思われます。	
受付番号106号ですが、譲渡人は相続で本申請地を取得したものの、	
耕作ができないため譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人の	
自宅から約200mに位置しています。申請事由も農業経営拡張の	
ため、問題ないと思われます。	
受付番号107号ですが、本申請地は狭小であるため、耕作や管理が	
不便であることから、隣接農地所有者である譲受人へ売買を行うもの	
です。申請地は譲受人の自宅から約200mに位置しています。申請	

	<p>事由も農業経営拡張のため、問題ないと思われます。</p> <p>受付番号108号ですが、譲受人による自家消費野菜を作付けするために本申請地を取得するものです。申請地は譲受人の自宅から約100mで徒歩数分に位置しています。申請の事由も、自家消費野菜作付けであり、本案件については問題ないと思われます。</p> <p>受付番号109号ですが、譲渡人は耕作ができないため、10年間の使用貸借権の設定を行うものです。申請地はそれぞれ離れていますが、いずれも譲受人の自宅から数分から十数分の距離に位置しています。申請の事由も農業経営拡張のため、問題ないと思われます。</p> <p>受付番号110号ですが、譲渡人は遠方に住んでいて耕作ができないため、譲受人に売買を行うものです。こちらの土地は譲受人の自宅から、距離は離れておりますが、車で数分から十数分ほどの距離に位置しており、申請の事由も農業経営拡張のため、本案件については問題ないと思われます。</p> <p>受付番号139号ですが、譲受人による自家消費野菜を作付けするために、本申請地を取得するものです。申請地は譲受人の自宅から、十数分から数十分ほどに位置しております。申請の事由も自家消費野菜作付けであり、本案件については問題ないと思われます。</p> <p>受付番号140号ですが、譲受人は現在、加須市の北川辺で養豚業を行っています。加須市農業振興課によると、豚を2447頭飼育している他、茨城県でも養豚場を経営しています。今般、市内に廃業した養豚施設があり、そこを購入して市内に養豚業に参入する計画です。この養豚施設の隣接地が本申請地であり、養豚業に必要な飼料の作付けを行うために本申請を行うもので、問題ないと思われます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号104号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>続きまして、受付番号105号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p>

	<p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
2 番	<p>受付番号106号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>続きまして、受付番号107号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11 番	<p>受付番号108号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>続きまして、受付番号109号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p>

	<p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>受付番号 110 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11 番	<p>受付番号 139 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>受付番号 140 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
事務局	<p>事務局より補足説明があります。</p> <p>受付番号 106 号につきまして、譲渡人の方の行に成年後見人の名前が出ております。成年後見人とは何なのかというところになりますが</p>

	<p>こちらは認知等の事情から、本人に判断ができない場合、家庭裁判所が親族の人などを、成年後見人として選定します。成年後見人の方が承認したものについては、本人に代わって承諾をするとみなすものになりますので、成年後見人が承認しているこの案件については問題ないと思われます。なお、成年後見人であることを確認するために、裁判所の承認が出ているということに關しましての登記事項証明書というものも添付がされておりまして、適正に成年後見人であるということの確認も取れております。</p>
3番	<p>受付番号104号と105号ですが、農業経営の拡張とありますが、いずれは営農型太陽光発電とも説明がありました。農業経営の拡張と営農型太陽光発電の申請には順番があるのですか。</p>
事務局	<p>順序につきましては、どちらからでもできるものになります。例えばあらかじめ先に農地を取得してその後で営農型太陽光発電の農地法5条申請というものも一つございますし、農地法3条で農地を取得すると同時に申請という手法もあります。今回については、先行して農地を取得して、その後の営農型太陽光発電という申請という形で事前調整をしておりますので、こちら104号、105号ともにまず先に土地を取得することになります。</p>
3番	<p>受付番号140号についてですが、農業活用のために養豚業を行っている人が廃業した養豚施設を購入し、さらにその隣の土地を購入するようですが、購入したところで養豚業やるのですか。生き物を飼うのは結構大変なことで、今やなくてこれからやる時は隣地へのにおいの影響などが気になり、質問させていただきました。</p>
事務局	<p>今回の申請地の部分は純粋な農地になります。この農地のすぐ隣に廃業して今は使われていない養豚場が取り壊しをしていないで、今も残っております。この養豚場を購入してそこに新たに養豚の豚を連れてきて養豚業を行うというものと同時に、今回の申請地を取得して豚の餌を作るものです。先ほどお話のありましたようににおい、いわゆる周辺環境についてですが、こちらは農業委員会の農地法の所管ではないのですが、代理人を通じて保健所などの関係機関と協議するようということ指導をさせていただいております。</p>
議長	<p>(質疑終了)</p>
(議案第2号)	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p> <p>ここで休憩をはさみ、その後、議案第2号の審議に入ります。</p> <p>(休憩)</p> <p>引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>

事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	ここで1点補足説明がございます。議案書11ページの受付番号120号、株式会社 の申請につきましては、事業計画に変更が生じたため、代理人から審査保留の意向の旨の連絡がありました。従いまして、今月は受付番号120号以外の各案件について、審査をお願いいたします。それでは、改めて説明いたします。
	87号では、営農型太陽光発電施設を設けるものです。本申請の太陽光施設は令和4年5月18日に3年間の一時転用として、農地法第5条の許可が出ているものです。今回、当時の許可の有効期限である3年間の期間が満了するため、引き続き太陽光施設を使用するための申請、いわゆる更新のための申請になります。今回の申請は10年間の期間とする一時転用で、上部で発電を行いつつ下部で紫蘇の作付けを行うものです。
	農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
	111号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在市内のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
	農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から300mの範囲内に位置する農地で、「第3種農地」と判断しました。第3種農地は原則許可となりますが、審議そのものは必要ですので、判断をよろしく願いいたします。
	112号では、太陽光発電施設を設けるものです。申請地は面積が広く、パネルが678枚の設置でき高圧発電が可能であり、周辺環境や立地要件等から日当たりが良いことから、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	113号では、太陽光発電施設を設けるものです。申請地は面積が広く、パネルが584枚の設置でき高圧発電が可能であり、周辺環境や立地要件等から日当たりが良いことから、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	114号では、太陽光発電施設を設けるものです。申請地は面積が広く、パネルが436枚の設置でき高圧発電が可能であり、周辺環境や立地要件等から日当たりが良いことから、本申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。
	115号では建売住宅を設けるものです。譲受人は加須市で不動産業を行っている法人です。今般、ショッピングモールに近接する優良地

	<p>を見つけ、住宅を建築するのに最適であることから本申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>116号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在市外のアパートに居住していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、適切な場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま。</p> <p>117号では太陽光発電施設を設けるものです。申請地は前面道路に接していることや、南側に住居がなく、反射光によるトラブルを未然に防止できること等の条件が整っていることから、本申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>118号・119号・121号は譲受人が同一で、転用目的も同一でありますので、一括で説明いたします。こちらの3案件は各号ともに太陽光発電施設を設けるものです。申請地は前面道路に接していることや、発電に必要な面積を十分に確保できる等の条件に合うことから、本申請を行うものです。</p> <p>農地の区分につきましては、各号ともに、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>122号では農地改良による一時転用を行うものです。申請地は道路面よりも低く、水はけが悪く作物の生育に影響が出ています。今般、農地改良でかさ上げをすることで収穫量を増加する計画となっています。</p> <p>申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。青地での転用は原則として不許可相当ではありますが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われま。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えま。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
5番	<p>受付番号87号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請の理由としては更新のためになります。</p> <p>続きまして、受付番号111号について調査報告いたします。まず、</p>

	<p>議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭となり、住宅の建設を決めました。現在の居住地周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。近隣の住宅も多く駅も近くにあり、将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号112号から114号について調査報告いたします。同じ譲受人の案件になりますので合わせて議案書を朗読いたします。</p> <p>（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>それぞれの案件の申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電事業の買い取り価格が下がり、投資費用面から、農地等を活用しないと事業が成立しない状況にあります。申請地は目安の1,000㎡より広さがあり、周囲に高い建物が無いというのがありますが、パネルを配置図のように並べられ、高圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。113号、114号につきましても、同様の理由となります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号115号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本申請は、住宅等の建物を建てないで宅地造成だけの転用を行いその造成した土地を分譲する宅地分譲事業ではありません。 2. 本申請に係る住宅等の建築は転用事業者自らが行います。 3. 建築が完成した際は必ず工事完了届を提出致します。また、許可より6か月を経過しても工事が完了しない場合は、転用事業進捗状況報告書を提出致します。 4. その他、行政から指導があった際は、速やかに従います。 <p>続きまして、受付番号116号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p>

	<p>申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭となり、住宅の建設を決めました。妻の実家の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。小学校や駅も近くにあり、将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号117号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>続きまして、受付番号118号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>続きまして、受付番号119号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号121号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等</p>

	<p>の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。</p> <p>2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
1 番	<p>受付番号 1 2 2 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>農地改良に関する誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地改良後は、作付書どおりの作付けを行います。</p> <p>2. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。</p> <p>3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</p> <p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
3 番	<p>受付番号 1 1 7 号から 1 1 9 号までの現況が原野となっているのですが、実際に現地を見たときは米を作り刈った後の状態でした。休耕と原野の違いや、この違いで何か利点があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法 3 条の案件でもそうなのですが。4 条 5 条ともに地目の記載のところに台帳と現況のそれぞれ地目を書くところがあります。台帳というのは土地の謄本上のものをそのまま書き写すものになります。現況については、申請人や申請の代理人が実際に現場を見に行った際に、見た目でも多少草が伸びているとか、休耕であるとかというところで、申請人が感じた状況をそのまま書き入れてもらっています。現況が原野となる明確な定義というものはございません。</p>
1 0 番	<p>調査の際に、太陽光パネルが実際設置された後、最初はちゃんと管理してくれるのだけど、時間が経つと放置されたり、農地と違って地先の管理まで、対応してくれないことが多いというのがあり、指導について農業委員会等がどのように行っているのか、また、わざわざ地主が言わないと対応してもらえないのかという意見が出ましたので</p>

	報告をさせていただきます。
事務局	許可が出たあと太陽光のパネルが設置され、その後、維持管理はされて
	いないという場合の指導方法に関してですが、農地転用の許可が出て
	いるところに関しては農地法の手から離れてしまいますので、農業
	委員会を通しての指導というよりも、太陽光パネルの所管である環境課
	を通じて指導することは可能であると思っております。なので、例えば
	太陽光パネルが設置されているところで、草が生えてしまったり、葎
	が伸びてしまったり、種が飛んでくるというようなご相談があれば
	こちらの方で相談を受けた場合は環境課を通じて所有者の方に指導
	していくことは十分可能であると思っておりますので、もしそういったご相談
	があればいつでも承りますのでよろしくお願いいたします。
10番	受付番号122号の農地改良について、7,000㎡という結構広い
	範囲の農地改良ですが、広い範囲のものについては、埼玉県の許可や
	届出があったと思うのですが、その辺の確認は大丈夫でしょうか。
事務局	農地改良に関してですが、農地改良面積が今回7,026㎡のため
	こちらに関しては県知事許可案件になりますので、農地転用に関して
	書類審査等はこれまで行った皆様が審査していただいたものと同じ
	ような形で、加須農林振興センターで判断して、認可の処分という形
	にはなります。その他に盛土、いわゆる土砂堆積関係に関しましては
	規模の大きいものにつきましては、環境課の所管ではなくて県の東部
	環境管理事務所との合同調査も行いますので、本案件については県が
	絡むものとして農地転用の許認可、そして盛土の関係の許認可という
	ことで、羽生市、加須農林振興センター、東部環境管理事務所の三者
	で指導していくという形になりますので特段大きな問題はないかと
	思われます。
議長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに決定いたします。
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第3号の審議に入ります。
	(休憩)
(議案第3号)	続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について
	を議題といたします。当該計画(案)については、農地中間管理事業
	の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を
	求められております。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。
	農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律

	により、同計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。本議案については、中間管理機構である農林公社が土地所有者から借り受けた農地を、耕作者に貸し出すもののうち、「農林公社が耕作者への貸し出しするものの審議」になります。表の見方といたしまして、左から「土地所有者の氏名・住所・申請地」と続き、「今日現在の耕作者」、「今回設定を受ける耕作者」、「設定する権利の情報」の記載となります。今回は令和7年6月1日から貸借を開始するものになりまして、終期はそれぞれ基盤整備地区内の他の終期と合わせているため、令和16年3月31日としております。発戸で5筆、今泉で1筆、下村君で19筆あります。中間管理機構が各耕作者へ賃貸借等を設定する農地の合計として、25筆、面積は13,163㎡となります。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	それではただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
6番	所有者不明土地がありまして、賃料が発生していますが、賃料は誰に対してのものでしょうか。
事務局	賃料については他の手続きと同様に農林公社に支払っていただくものになります。農林公社から、賃料は所有者が不明になりますので、供託という形で手続きを進めるというふうに聞いております。
議長	(質疑終了)
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)について原案のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)については同意することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地利利用集積等促進計画書についてでございますが、こちらは先ほど議案第3号で審議を行いました農地のうち、土地所有者が中間管理機構、いわゆる農林公社へ新規で貸し出すものについては、報告事項となっております。6筆、合計面積3,929㎡ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷2件、駐車場3件でございました。
	報告事項3 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第3条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1件ございました。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったもの

	の、諸事情から取下げを行ったものになります。1件ございました。
	報告事項5 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の取消しについてでございますが、こちらは、農地法第5条の届出を行ったもの、諸事情から取消し行ったものになります。1件ございました。
	報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。1件ございました。
	報告事項7 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました3月分でございます。
	5条が4件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	お配りした資料のうち、左上にホチキスどめがされている資料をご覧ください。令和7年度最適化活動の目標の設定等についてになります。こちらそもそも何なのかと言いますと、農業委員会では毎年このように目標設定をして県知事へ報告することが義務化されておりますので、今回、令和7年度に関しましては、こちらの記載の通り、県知事に活動目標を報告いたしますのでご承知おきください。
	続きまして、昨年度一年間の農業委員クラブ積み立ての収支について、会計監査を行います。監事となりました野口委員・小室委員には定例会終了後、チェックいただき署名をお願いします。
	続きまして、事務局から提案なのですが、皆様、農業委員としての名札はお持ちだと思っておりますが、その他に例えば、個別に訪問するとき等に農業委員としての名刺などがあればというお声をいただいたのですがいかがでしょうか。積み立ての中から、名刺用紙を購入して、1人につき10枚ほど名刺を配布しようと考えております。
	来月の相談会の担当委員は、川野辺委員、野口推進委員となります。
	日程は5月29日木曜日の午後1時30分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	来月5月の定例農業委員会の日程でございますが、5月26日月曜日午後1時30分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年4月25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____